

# 納骨堂の経営許可申請の手順について

＜問い合わせ先＞伊勢崎市環境部環境政策課

◇許可の要件等を確認のうえ、以下の手順に沿って手続きをして下さい

TEL0270-27-2733

納骨堂とは、他人の委託をうけて焼骨を収蔵するために、納骨堂として市長の許可を受けた施設をいう。（墓地、埋葬等に関する法律第2条第6項）  
納骨堂を経営しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。（墓地、埋葬等に関する法律第10条第1項）

## 許可の要件等

### ■納骨堂の経営の許可等の基準

伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条により、次のいずれかに該当するとともに、経営の持続性、公益性及び非営利性が確保できると認められなければならない。ただし、市民の宗教的感情に適合し、かつ、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ア 地方公共団体が経営しようとするとき。
- イ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。
- ウ 墓地等の経営を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第3号に規定する公益法人で、登記された主たる事務所を3年以上市内に有するものが、永続的に自己の所有地において経営しようとするとき。

### ■納骨堂の設置場所の基準

伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第7条により、納骨堂を設置する場所は、次に掲げる基準に適合しなければならない。ただし、土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

寺院、教会等の境内地又は墓地若しくは火葬場の区域であること。ただし、地方公共団体が経営する場合を除く。

### ■納骨堂の施設の基準

伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条により、納骨堂の施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。ただし、納骨堂が設置される土地の状況その他の事由によりやむを得ない場合であって、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認められるときは、この限りでない。

- ア 耐火構造とし、堂内の納骨設備は、不燃材料が用いられていること。
- イ 出入口及び納骨設備は、施錠できる構造であること。
- ウ 換気装置を設けること。

手続き内容	期間等	提出書類
(1)事前協議	経営許可申請予定日の120日前までに提出する	<input type="checkbox"/> 事前協議書（様式第1号） <input type="checkbox"/> 添付書類 1.次に掲げる事項を具体的に記載した経営計画書 （共通事項）ア、設置の目的 イ、名称 ウ、所在地 エ、土地の地目 オ、土地の面積 カ、管理者の住所及び氏名 キ、工事予定期間 （納骨堂）ク、建物の構造 ケ、敷地面積 コ、建物延べ面積 サ、納骨区画数 2.次に掲げる納骨堂の経営に係る財務等に関する書類 （1）納骨堂の設置に要する費用の財源内訳書及びそれを証する書類 （2）直近の5年間以内で市長が指示する期間の財産目録、収支計算書、貸借対照表その他の納骨堂の経営者の財務の状況を示す書類 （3）資金計画を示した収支予算書 3.納骨堂の周囲120m以内の区域の河川、湖沼、学校、保育所、病院、公園その他の公共施設及び住宅、飲料水の水源等の位置を明示した2,500分の1以上の縮尺の概況図 4.納骨堂を設置する場所を明示した25,000分の1以上の縮尺の地形図 5.建物及びその附属施設の平面図、立面図及び配置図 6.納骨堂に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し 7.法人の定款、規則その他これに類する書類の写し及び登記事項証明書並びに納骨堂の設置に係る意思決定をした旨を証する書類 8.納骨堂の設置に関し、他の法令の規定により許可等を要する場合にあっては、当該法令に基づく許可書等の写し 9.前各項に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  ……………【事前協議内容の変更】…………… <input type="checkbox"/> 事前協議内容変更報告書（様式第2号）を経営計画の変更の内容が確認できる書類を添付して速やかに提出すること ……………【事前協議の取下げ】…………… <input type="checkbox"/> 事前協議取下げ書（様式第21号）を速やかに提出すること
		<b>法令等</b> ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第3条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第2条、第21条

手続き内容	期間等	提出書類
(2)標識の設置	住民説明会の30日以上前から経営許可申請予定日まで設置する	<input type="checkbox"/> 標識（様式第3号） ※当該納骨堂経営計画等に係る土地の見やすい場所に設置する <input type="checkbox"/> 標識設置報告書（様式第4号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 標識を設置した場所が明示された図面 (2) 標識の設置状況及び記載内容が分かる写真等 ……………【標識の内容の変更】…………… <input type="checkbox"/> 標識設置変更報告書（様式第5号）に上記添付書類（1）、（2）を添付して速やかに提出すること  <b>法令等</b> ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第4条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第4条
(3)住民説明会の開催等  (意見の申出・近隣住民との協議)	標識を設置したときは、経営許可申請予定日の60日前までに開催する  （説明会が開催された日から30日以内に近隣住民等から意見書の提出があった場合）	<input type="checkbox"/> 説明会開催報告書（様式第6号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 説明会で配布した資料 (2) その他市長が必要と認める書類  <input type="checkbox"/> 協議状況報告書（様式第7号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 近隣住民等から提出された意見書の写し (2) 意見書に対する見解を示した書面の写し  <b>法令等</b> ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第5条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第3条、第5条～7条
(4)経営許可申請		<input type="checkbox"/> 墓地等経営許可申請書（様式第8号） <input type="checkbox"/> 添付書類 様式裏面記載のもの（事前協議で添付したものと概ね同じ書類）  <b>法令等</b> ●墓地、埋葬等に関する法律第10条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第8条
(5)許可/不許可	標準処理期間30日	<input checked="" type="checkbox"/> 〔市〕許可書または不許可書を交付する <input checked="" type="checkbox"/> 〔市〕許可をしたときは、市の墓地台帳へ登載する  <b>法令等</b> ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第6条～8条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第11条、第17条～18条、第20条
(6)工事完了検査	許可を受けた場合は工事完了後に速やかに提出する	<input type="checkbox"/> 墓地等工事完了届出書（様式第14号）  <b>法令等</b> ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第13条  <input type="checkbox"/> 〔市〕検査の結果、納骨堂を使用しても支障がないと認めるときは墓地等完成検査済証を交付する
(7)管理者の届出		<input type="checkbox"/> 墓地等管理者設置届出書（様式第16号） <input type="checkbox"/> 添付書類 (1) 管理者の戸籍謄本 (2) その他市長が必要と認める書類  ≪管理者を変更した場合≫ <input type="checkbox"/> 墓地等変更届出書（様式第17号） 管理者の戸籍謄本を添付して速やかに提出すること  <b>法令等</b> ●墓地、埋葬等に関する法律第12条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第14条～15条
(8)経営者・管理者の責務・遵守事項等		<input checked="" type="checkbox"/> 納骨堂の出入口等使用者の見やすい位置に経営内容を表示すること 納骨堂の名称、所在地、経営者及び管理者の住所（法人にあっては主たる事務所の所在地）及び氏名、経営許可年月日、許可番号、納骨堂の全体の概略を示す平面図、その他市長が必要と認める事項 <input checked="" type="checkbox"/> 納骨堂の経営者は、納骨堂の経営及び管理を行う組織及び責任体制を明確にしておくこと <input checked="" type="checkbox"/> その他法令等による納骨堂の経営者及び管理者の責務等を遵守すること  <b>法令等</b> ●墓地、埋葬等に関する法律第13条～16条 ●墓地、埋葬等に関する法律施行規則第5条～7条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する条例第9条、10条 ●伊勢崎市墓地等の経営の許可等に関する規則第15条、19条

納骨堂の経営者及び管理者は、法令等に基づく責務や遵守事項等を確認うえ、適切な納骨堂の運営及び維持管理に努めてください。